4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、岩手県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道283号等は線形不良区間が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、花巻市長を会長とする東北横断自動車道釜石秋田線、釜石・花巻間建設促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県遠野市役所

○海上保安庁告示第百七十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三二度一〇分七秒東経一三一度四九分二九秒、北緯三二度四〇分二秒東経一三一度三八分五九秒、北緯三二度三〇分二五秒東経一三一度一六分三二秒、北緯三一度三五分七秒東経一三二度二六分四七秒、北緯三二度二九分二七秒東経一三二度四六分一八秒、北緯三二度三九分三秒東経一三二度九分一秒、北緯三二度七分五八秒東経一三一度五八分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年七月十七日から平成二十四年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第二十七号（平成二十四年七月六日発行）、五管区水路通報第二十六号（平成二十四年七月六日発行）、十管区水路通報第二十六号（平成二十四年七月六日発行）

○海上保安庁告示第百七十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三二度三〇分、北緯三三度四〇分、東経一三四度一〇分、東経一三六度五〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年七月十四日から平成二十四年八月十四日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第二十七号（平成二十四年七月四日発行）、五管区水路通報第二十六号（平成二十四年七月六日発行）

○防衛省告示第百七十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十四年七月十一日次のとおり決定された。

平成二十四年七月十二日

防衛大臣　森本　敏

陸上施設

◎1　部返還

施設番号	施設名	所在地名	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	土地：約四、九〇〇平方メートル 建物：約五〇平方メートル
		国有	
		国有	工作物：水道等 平成二十四年五月二十五日
六〇一九	金武レッド・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	土地：約二、六〇〇平方メートル 平成二十四年六月十五日
		国有	

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	摘要
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	水域：約五〇、〇〇〇平方メートル 佐世保市が調査工事を行うため共同使用する。 使用期間：調査工事完了の日まで
		国有	

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約一一、〇〇〇平方メートル 工作物：囲障等 宿舎等として追加提供する。
			国有	
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	国有	建物：約一六、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 家族住宅等として追加提供する。
五〇八六	立神港区	佐世保市	国有	建物：約二、三〇〇平方メートル 工作物：門等 変電所として追加提供する。
			国有	
五一二〇	日出生台・十文字原演習場	由布市	国有	土地：約七、六〇〇平方メートル 演習場として追加提供する。 陸上自衛隊第一三旅団日出生台大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	建物：約三〇平方メートル 事務室として追加提供する。 陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

（平成二十四年七月六日発行）